

一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業)と特定旅客自動車運送事業の違いについて

・一般旅客自動車運送事業(福祉輸送事業)は、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って、要介護者、要支援者、身体障害者、肢体不自由等により単独での移動が困難な者であって、公共交通機関の利用が困難な旅客を運送する事業です。

・特定旅客自動車運送事業は、介護保険法の介護事業の指定を受けている介護サービス事業者が要介護認定者のみを自宅等と介護報酬の支払い対象となる医療施設等との間の送迎輸送を行う場合、もしくは身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法の支援費事業の指定を受けている事業者が支援費制度における支援費の支払い対象となる行為と連動した輸送を行う事業です。

	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業)	特定旅客自動車運送事業
申請者	個人・法人ともに申請可能	指定訪問介護事業者
運送需要者及び運送範囲	<p>① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>② 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者</p> <p>③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者</p> <p>④ ①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者</p> <p>⑤ 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者</p> <p>⑥ 輸送範囲は、府県単位の営業区域によるもの</p>	<p>① 要介護者であり申請者たる介護サービス事業者との間に介護サービスの利用に関する契約を締結している者</p> <p>② その要介護者が要介護認定を受け、特定の市町村から介護報酬の支払いを受け得る資格のある者</p> <p>③ 輸送範囲は、ケアマネージャーの作成したケアプランに基づく、病院・医療施設 その他、介護施設、公的手続きのための施設等も含まれ得るが、介護報酬の支払い対象となる必要がある ※ケアプラン以外の輸送(観光等)には利用できない</p>
運賃関係	運賃認可を受ける必要がある	許可後、運賃設定届が必要(タクシーメーター不要)
運転者	<p>① 2種免許が必要</p> <p>② セダン型の自動車を使用する場合は、介護福祉士又は訪問介護員又はサービス介助士の資格を有しているか、(一財)全国福祉輸送サービス協会が実施する福祉タクシー乗務員研修を終了していること</p>	2種免許が必要
運行管理体制	運行管理者・整備管理者(委嘱可)・指導主任者を選任する	運行管理者・整備管理者(委嘱可)を選任する
法令試験	毎月末までの申請者について、翌月10日過ぎの法令試験を受験し合格する必要がある	実施しない